

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の  
充実を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減された。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満世帯では、初年度納付金負担が約17万～46万円(新潟県平均額・年額)残る。こうした中、昨年12月、政府発表の「新しい経済政策パッケージ」には、年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が記されており、その政策の一日も早い実現が強く求められる。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めている。それに対し私立高校は、経常経費への助成が不十分なため、約6割にとどまっているのが現状である。専任教員の増員など教育条件の向上を図るには、経常経費への助成の一層の増額が不可欠である。

政府及び国会におかれては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
総務大臣 野田 聖子 殿  
文部科学大臣 林 芳正 殿  
衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 伊達 忠一 殿